

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開する事が義務付けられました。

マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に定める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

このマージン率は、以下の計算式で算出しております。

マージン率計算式

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

当社マージン率

$$\text{マージン率} = \frac{14,354\text{円} - 10,004\text{円}}{14,354\text{円}}$$
$$\text{マージン率} = 30\%$$

派遣労働者の数	93名
派遣先の数	37社
マージン率	30%
教育訓練に関する事項	安全衛生・接遇・商品知識・5S教育など
派遣料金の平均額	14,354円 (1日8時間換算)
派遣社員の賃金の平均率	10,004円 (1日8時間換算)

※株式会社TSKでは法第30条の4第1項の労使協定を締結しています。
協定労働者の範囲(全派遣労働者対象) 協定書の有効期間:2023年3月31日